堺市公報 第239号

*** 堺市公報

令和4年10月28日発行

発行

堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について	
【環境局環境保全部環境対策課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般	
相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定	
相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定	
相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
<公告>	
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14

<上下水道局管理規程>

○堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】 15

<教育委員会規則>

○堺市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

告 示

堺市告示第359号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による 特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1 のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく 事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年10月28日

- 1 申請の概要
 - (1)申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日鉄精鋼株式会社 堺市堺区熊野町西3-2-7 代表取締役社長 河野 哲秀
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 日鉄精鋼株式会社 堺工場 堺市堺区出島西町1番地
 - (3) 特定施設に関する事項 ア 種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

- ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日 別表1のとおり
- エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 別表1のとおり
- オ 使用時間の季節的変動 別表1のとおり
- カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最 大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び 最大の量

別表1のとおり

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
 - ア 種類及び使用開始年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

- ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動 別表2のとおり
- エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当 たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

- (5) 排出水の汚染状態及び量 別表3のとおり
- 2 縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階 環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和4年10月28日から同年11月18日まで ただし、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する 休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類		第65号 酸又はアルカリによる表面処理 施設(施設番号1)						
能力			コイル処理能	力 9,380T/月				
工事着手予定年月日			許可	可後				
工事完成予定年月日			着工後 <i>σ</i>)270日後				
使用開始予定年月日			完成後6	D30日後				
使用時間の間隔及び1日当	たりの使ん	用時間	連続2	4時間				
使用時間の季節的変動			な	:L				
	区分	単位	通常	最大				
	рH	I	2.5	1.0				
	BOD	mg/l	11	17				
	COD	mg/l	38	59				
使用時において当該特定 施設から排出される汚水等	SS	mg/l	40	80				
の汚染状態の通常の値及	油分	mg/l	_	_				
び最大の値	T-N	mg/l	-	_				
	T-P	mg/l	_	_				
	大腸菌	個/ml	=	_				
	Fe	mg/l	200	400				
	NO ₃ -N	mg/l	14	27				
使用時において当該特定施設から 排出される汚水等の1日当たりの通 常の量及び最大の量		m³/日	388	482				

別表2

種類	排水処理設備								
使用開始年月日				平成12年					
構造						,			
能力					m ³ /日				
汚水等の処理の方法					<u> / Ll </u>				
使用時間の間隔及び1日当	たりの値し	田時間			. <u>未、况版_</u> .4時間				
使用時間の手節的変動	12907区	山山山山			: <u>+時間</u> :し				
					大				
	区分	単位			L 型型 型型前				
				<u> </u>		処理後			
	pН		5	7.5	3.5~5.0	6.0~8.5			
使用時における当該汚水	BOD	mg/l	10	3.5	16	6			
等の処理施設による処理	COD	mg/l	26	4	43	6.5			
前及び処理後の汚水等の	SS	mg/l	33	8	73	10			
汚染状態の通常の値及び	油分	mg/l	1.1	1	2.3	1			
一最大の値	T-N	mg/l	11	7.4	22	20			
14,7 (°) IL	T-P	mg/l	1.2	1	2.3	2			
	大腸菌	個/ml	Ī	_	_	_			
	Fe	mg/l	107	0.1	231	0.2			
	NO ₃ -N	mg/l	9.6	6.4	19.2	17.4			
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の1日当たりの通常の量及び最 大の量		m ³ /日	5	79	6	75			

別表3

排水口名	1号排水口			
	種類	·項目	通常	最大
	рΗ	ı	7.5	6.0~8.5
	BOD	mg/l	3.5	6
	COD	mg/l	4	6.5
	SS	mg/l	8	10
排出水の汚染状態	油分	mg/l	1	1
	T-N	mg/l	7.4	20
	T-P	mg/l	1	2
	大腸菌	個/ml		_
	Fe	mg/l	0.1	0.2
	NO ₃ -N	mg/l	6.4	17.4
排出水の量	m³/日	579	675	

堺市告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定 障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年10月28日

法人	名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社るけあ	すまい	居宅介護	訪問介護すまい るけあ新金岡	大阪府堺市北区長曽 根町3056-9 先野 ビル202号	令和 4 年10月 1 日
株式会社るけあ	すまい	重度訪問介護	訪問介護すまい るけあ新金岡	大阪府堺市北区長曽 根町3056-9 先野 ビル202号	令和 4 年10月 1 日
株式会社るけあ	すまい	同行援護	訪問介護すまい るけあ新金岡	大阪府堺市北区長曽 根町3056-9 先野 ビル202号	令和 4 年10月 1 日
株式会社	絆	居宅介護	ヘルパーステー ション絆福田	大阪府堺市中区福田 1351番地	令和4年10月 1日
株式会社	絆	重度訪問介護	ヘルパーステー ション絆福田	大阪府堺市中区福田 1351番地	令和4年10月 1日
株式会社リーコア	ファミ	居宅介護	ルルポ泉ヶ丘へ ルパーステーシ ョン	大阪府堺市南区三原 台一丁2番3号	令和 4 年10月 1 日
株式会社リーコア	ファミ	重度訪問介護	ルルポ泉ヶ丘へ ルパーステーシ ョン	大阪府堺市南区三原 台一丁2番3号	令和 4 年10月 1 日
株式会社ト	レガー	居宅介護	ヘルパーステー ションレガート 堺	大阪府堺市中区東山 175-3	令和4年10月 1日
株式会社	レガー	重度訪問介護	ヘルパーステー ションレガート 堺	大阪府堺市中区東山 175-3	令和4年10月 1日

株式会社 Art Traction	居宅介護	ヘルパーステー ションまほら	大阪府堺市堺区南半 町東一丁1番13号 エヌエムスワサント ディズヌフ402号	令和4年10月 1日
株式会社 Art Traction	重度訪問介護	ヘルパーステー ションまほら	大阪府堺市堺区南半 町東一丁1番13号 エヌエムスワサント ディズヌフ402号	令和4年10月 1日
株式会社なごみ	居宅介護	すずらん絆ケア センター	大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁46番地 2 ホームライフ三 国ヶ丘ビル4階	令和4年10月 1日
株式会社なごみ	重度訪問介護	すずらん絆ケア センター	大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁46番地 2 ホームライフ三 国ヶ丘ビル4階	令和4年10月 1日
株式会社 シーユーシー・ホスピス	居宅介護	介護クラーク堺 北	大阪府堺市北区黒土 町41番地1号	令和4年10月 1日
株式会社 シーユーシー・ホスピス	重度訪問介護	介護クラーク堺 北	大阪府堺市北区黒土 町41番地1号	令和4年10月 1日
一般社団法人 ヒューマンブレイン	就労継続支援 (A型)	バックオフィス 堺泉北	大阪府堺市南区茶山 台一丁6番1号 ス テーションプラザ泉 ヶ丘304号	令和4年10月 1日
株式会社 メディ カルケア堺	生活介護	デイサービスす みれの家山田	大阪府堺市西区山田 三丁953-3	令和4年10月 1日
株式会社 GAL LANT	重度訪問介護	訪問介護ステーション凛	大阪府堺市北区八下 北5番13号	令和4年10月 1日

堺市告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和4年10月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名 事業内容		事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社	スエロ	地域移行支援	相談支援事業所 タリオ	大阪府堺市中区深井 沢町3277 プログレ スビル2階2B	令和4年10月 1日
合同会社	スエロ	地域定着支援	相談支援事業所 タリオ	大阪府堺市中区深井 沢町3277 プログレ スビル2階2B	令和4年10月 1日

堺市告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和4年10月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名		事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社 W	FLO	計画相談支援	マミードリーム	大阪府堺市西区浜寺 石津町東四丁5番41 号 ジョイフルハイ ツI 203	令和 4 年10月 1 日
合同会社	スエロ	計画相談支援	相談支援事業所 タリオ	大阪府堺市中区深井 沢町3277 プログレ スビル2階2B	令和4年10月 1日

......

堺市告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年10月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 シーエムエス福祉開発	居宅介護	ルルポ泉ヶ丘へ ルパーステーシ ョン	大阪府堺市南区三原 台一丁2番3号	令和4年9月 30日
株式会社 シーエムエス福祉開発	重度訪問介護	ルルポ泉ヶ丘へ ルパーステーシ ョン	大阪府堺市南区三原台一丁2番3号	令和4年9月 30日

堺市告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止 に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和4年10月28日

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 エム・ ケイ・ワイ	計画相談支援	マミードリーム	大阪府堺市西区浜寺 石津町東三丁1番15 号 1階	令和4年9月 30日

堺市告示第365号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定に基づき、 次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第 1号の規定により告示する。

令和4年10月28日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者(指定日 令和4年10月1日)

設置者名称	設置者の主た る事務所の所 在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社LIA	大阪府堺市西 区菱木二丁21 21番地8	児童発達支 援	ONLY O NE	大阪府堺市南区 竹城台1丁1番 2号 泉ヶ丘駅 前北専門店街2 階	2756400038
株式会社LIA	大阪府堺市西 区菱木二丁21 21番地8	放課後等デ イサービス	ONLY O NE	大阪府堺市南区 竹城台1丁1番 2号 泉ヶ丘駅 前北専門店街2 階	2756400038
株式会社N EXT S TAGE	兵庫県神戸市 垂水区塩屋北 町四丁目17番 1号	児童発達支 援	自立支援特化 型 放課後等 デイサービス ウィズ・ユ ー 堺 大仙	大阪府堺市堺区 一条通11ー21 河十ビル2階	2756000044
株式会社N EXT S TAGE	兵庫県神戸市 垂水区塩屋北 町四丁目17番 1号	放課後等デ イサービス	自立支援特化 型 放課後等 デイサービス ウィズ・ユ ー 堺 大仙	大阪府堺市堺区 一条通11ー21 河十ビル2階	2756000044

堺市告示第366号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき、次の 事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規 定により告示する。

令和4年10月28日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者(指定日 令和4年10月1日)

設置者名称	設置者の主た る事務所の所 在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
合同会社F LOW	大阪府堺市西 区浜寺石津町 東三丁1番15 号 1階	障害児相談 支援	マミードリーム	大阪府堺市西区 浜寺石津町東四 丁5番41号 ジョイフルハイツ I 203	2776300218
合同会社スエロ	大阪府堺市南 区原山台一丁 14番8-4号	障害児相談 支援	相談支援事業 所 タリオ	大阪府堺市中区 深井沢町3277 プログレスビル 2階2B	2776100303

堺市告示第367号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和4年10月28日

指定障害児相談支援事業者(廃止日 令和4年9月30日)

設置者名称	設置者の主た る事務所の所 在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
合同会社エ ム・ケイ・ ワイ	大阪府堺市西 区浜寺石津町 東三丁1番15 号 1階	障害児相談 支援	マミードリーム	大阪府堺市西区 浜寺石津町東三 丁1番15号 1 階	2776300176

公 告

堺市公告第581号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域堺市南区豊田1180番、1185番1及び1185番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府堺市東区野尻町8番地4 社会福祉法人コスモス 理事長 墨 光子

上下水道局管理規程

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年10月28日

堺市上下水道事業管理者 出 耒 明 彦

堺市上下水道局管理規程第20号

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程(平成19年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように 改正する。

第38条第1項第1号中「大阪手形交換所加盟金融機関」を「手形交換所加盟金融機関」 に改める。

附則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

教育委員会規則

堺市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月28日

堺市教育委員会 教育長 粟 井 明 彦

堺市教育委員会規則第11号

堺市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公告式規則(昭和39年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改 正する。

第3条第1項中「て教育長印を押さ」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。